

宇治市監査委員公表第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 30 年 6 月 26 日

宇治市監査委員

小山 茂樹

森 真二

水谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
平成 30 年 6 月 4 日（宇治市監査委員公表第 8 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 福祉子ども部 地域福祉課
監査期間 平成30年2月1日 ～ 3月23日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 貸付金返還金収入状況について、調定の不備が見受けられた。	これまでは事後調定となっていましたが、平成30年度より、年度当初に前年度末の未償還残高を全額調定するよう改善しました。

監査対象 福祉子ども部 生活支援課
監査期間 平成30年2月1日 ～3月23日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 扶助費生活保護費前渡資金支出状況について、精算の遅れが見受けられた。	支給予定日から1か月以内に支給できない保護費については一旦戻入するよう徹底し、精算が遅れることのないよう改善しました。